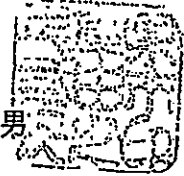


令和2年5月19日

三田市民病院をまもる会

代表 [REDACTED] 様

三田市長 森 哲男



新型コロナウイルス感染者受け入れに関する緊急申し入れについて（回答）

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月22日付で提出のありましたみだしの件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 新型コロナに感染者の受け入れを三田市民病院で行っている有無を公表すること。

（市民病院総務課）

新型コロナウイルス感染患者の受け入れを行う病院名について、兵庫県は患者及び医療機関保護の観点から公表していないため、当院での受け入れの有無についても公表は予定しておりません。

- 2 受け入れを行う場合、必要な看護体制を確立すること。医療従事者のうち、体調不良者、疾病や障害を抱えている者ならびに妊娠している者等、体調が万全でないと思われる者に対して、特別休暇や配置換えなどの配慮を行うこと。（市民病院総務課）

仮に受入を行う場合には、体制の整備に努めるとともにその際には、従事する者の基礎疾患や妊娠の有無等、確認のうえ所要の措置を講じるものとします。

- 3 サージカルマスク、N95 マスク、ゴーグル、防護服などは病院の責任で十分配備すること。（市民病院総務課）

マスクを始め个人防护具については確保に向けて全力を挙げておりますが、不足が見込まれる場合には使用方法の工夫等、病院として対応を検討します。

4 感染者を受け入れる場合に、院内のゾーン区分や動線隔離を行うこと。(市民病院総務課)

仮に受入を行う場合は可能な限りゾーニング及び動線隔離を徹底します。

5 発熱者の外来は他の外来患者と区別できるものにすること。(市民病院総務課)

発熱のある患者さんは、他の患者さんから隔離するため、自家用車又は外部のテントにて診察までの間待機していただくよう運用しております。

6 院内感染防止の体制と責任者を明確にすること。また、院内での対応マニュアルを作成し、全職員に周知すること。(市民病院総務課)

院内感染防止のため、院長をトップとして感染対策委員会を組織し、また感染看護の認定を持つ職員を感染管理者として対応にあたります。また院内職員等には感染防止のマニュアルを周知しております。

7 院内感染対策のできる専門家の指導と助言を受けること。(市民病院総務課)

院内感染防止のため院長、感染管理者を始め専門的な知識を持つものが業務を担当しております。また外部から感染制御の専門家を招き、院内の対策会議にも出席いただきアドバイスを受けております。

8 職員で感染者が出た場合の休業補償は、正規非正規を問わず 10 割で行うこと。(市民病院総務課)

職員が感染し休業する場合は正規、非正規を問わず有給の特別休暇を付与することとしております。

9 感染者受け入れや院内感染が発生した場合には、速やかに市民に広報すること。(市民病院総務課)

「1」で回答したとおり、仮に感染者の受け入れがあったとしても医療機関としては患者の個人情報保護の観点からも公表は予定しておりません。院内での感染が疑われる場合は保健所等とも連携したうえで公表が必要な場合は速やかに所要の措置をとります。

10 必要な備品や機材の調達が困難な場合には、国や県による支援を求めること。(市民病院総務課)

必要な備品や機材の調達については常時、県に報告し、既に県が調達可能なものについては提供又は購入の斡旋を受けております。

1.1 特別な勤務体制を行う場合の勤務条件について、労使協議を行うこと。(市民病院
総務課)

勤務労働条件に変更がある場合は常に労働組合と協議を行っております。

1.2 院内感染に関する公益通報があった場合の通報者保護措置をとること。(市民病院
総務課)

院内感染が違法行為等に起因するものである等、公益目的通報が制度の趣旨に合致した正当なものである限り、三田市公益目的通報者保護条例により保護されます。

<お問い合わせ>

回答内容について・・・三田市民病院総務課課 (TEL 565-8605)

要望・陳情について・・・経営管理部行政管理室総務課 (TEL 559-5035)